

◆宅内配管修繕工事費補助金 F A Q

令和6年7月3日現在

No.	質問	回答
<補助対象に関すること>		
1	補助対象者を教えてください。	地元市町以外の指定給水装置工事事業者が対象となります。
2	県外の事業者は対象になりますか。	県外の事業者も対象となります（燃料費につきましては、上限があります）。 （補助金の申請にあたっては、個別に相談して下さい）
3	どの経費が補助の対象になりますか。	見積調査（見積提示）につきましては、移動に係る人件費、燃料費が対象になります。 修繕工事につきましては、移動に係る人件費、燃料費のほか、宿泊費が補助の対象となります。
4	<u>事業場の配管の修繕は対象となりますか。</u>	<u>事業場の配管の修繕は対象とはなりません。</u>
5	井戸水を引いている配水管も補助の対象となりますか。	補助の対象となります。
6	誰が工事を請け負ったとしても、補助の対象となりますか。	元請け事業者が指定給水装置工事事業者ではない場合、補助の対象とはなりません。 （下請け事業者が指定給水装置工事事業者であっても、補助の対象とはなりません）
7	A市の宅内配管修繕工事を元請け事業者（A市）から下請け事業者（B市）に依頼した場合、補助の対象となりますか。	元請け事業者（A市）が地元市町（A市）の場合、補助の対象とはなりません。
8	A市の宅内配管修繕工事を元請け事業者（B市）から下請け事業者（A市）に依頼した場合、補助の対象となりますか。	補助の対象とはなりません。
9	受付窓口の期間はいつまでですか。	令和6年12月27日です。
10	補助金の対象となる工事は宅内配管の修繕だけに限りますか。 また、浄化槽の工事と一緒にいった場合も当該補助金の対象となりますか。	敷地内の配管に係る工事であれば、補助対象となります。 ただし、「環境省の補助金制度」を利用し、浄化槽の修繕工事を行う場合は、当該補助金の対象とはなりません。 具体的な事例については、個別に相談して下さい。
11	住宅の応急修理制度（災害救助法）を利用する場合、当該補助制度も利用できますか。	当該補助制度を利用する場合、工事業者からの見積や請求に掛かり増し経費分が含まれていないことが前提となります。
12	<u>浄化槽の修繕は対象となりますか。</u>	<u>浄化槽の修繕については、環境省のコールセンター（0120-326-121）にお問合せください。</u>
13	<u>浄化槽が被害を受けているため、下水道への接続に切替えたい場合、修繕の受付は可能ですか。</u>	<u>下水道の切り替えについては、お住まいの市町担当課にお問合せください。</u>
<補助金の申請に関すること>		
14	補助金の申請は誰が行いますか。	工事を行った（元請け）事業者から県に、原則、メールにて申請して下さい。 ※下請け事業者がいる場合は、元請け事業者がその分もまとめて、一つの申請書として申請して下さい。
15	添付書類は何ですか。現場写真等の提出は必要ですか。	添付書類は修繕に係る見積書及び請求書の控えを提出して下さい。宿泊の領収書や現場写真等の提出は不要です。
16	<u>補助金の申請はいつまでに行えばよいですか。</u>	<u>令和7年3月31日までに申請してください。</u>
<補助金の額の算定に関すること>		
17	複数の見積調査をまとめて実施した場合、補助金は増額されますか。	個別に相談して下さい。
18	人件費及び燃料費の補助の算定の考え方はどうなりますか。	連続した日程で工事を行う場合は宿泊費を補助します。 具体的な事例については、個別に相談して下さい。